

今日の日弁連、ココがダメ

民事司法を利用しやすくする懇談会 第8回懇談会議事録より



民事司法を利用しやすくする懇談会の概略

「民事司法を利用しやすくする懇談会」は、民事司法改革の実現に向けた取組を推進することを目的とした懇談会です。委員には、日弁連委員のほか、学識経験者、経営・労働・消費者の諸団体から推薦された委員も加わっており、その事務局は、日弁連法制部法制第一課が担っています。

現在、令和5年1月18日開催の第8回懇談会（以下「第8回懇談会」といいます。）までの議事録が公開されています。

*民事訴訟を利用しやすく懇談会のHPは、こちら → <https://minjishihoukon.com/about>

法テラス

会員のためのアピールをしない

第8回懇談会で、日弁連副会長は、日弁連が「立替償還制から給付制へ」を中心に取り組んでいることを強調しています。また、民事法律扶助の改革の要否・方向性については勉強会を行っており、ひとり親家庭の養育費事件について詰めた議論をしていることを説明しています。

一方で、日弁連執行部からは、法テラスの不合理な運営による弁護士の不満や弁護士報酬適正化についての発言がなく、まるで、これらの問題が存在しないかのようです。学識経験者、経営・労働・消費者の諸団体からなる委員の前でアピールしないのですから、日弁連の本気が疑われます。

こんなことでは法テラスの運営改善と弁護士報酬適正化を実現できるはずがありません。

日弁連は、法テラスの不合理な運営や弁護士報酬のために、会員が苦しめられ不満に思っていること、このままでは扶助制度が持続できなくなることを、もっと強くアピールすべきです。

民事裁判IT化

拙速な全面オンライン化（本人への義務化）を「サポート」してしまう

第8回懇談会で、事務局長は「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」のとりまとめについて、訴状等の書面をオンラインでの提出に一本化する全面オンライン化を実現するため、ITの利用が困難な本人をサポートする態勢を構築すべきこと、民事裁判手続の利用者に向けてオンライン手続の利用を促進すべきことを説明したうえで、「引き続き最終的な全面的なオンライン申立てに向けての検討が必要」と発言しています。この発言からもわかるとおり、本人サポートは全面オンライン化の実現につながります。

全面オンライン化は、ITに不慣れな国民にもオンライン提出を義務付けるものであって、国民は、これまでどおりに紙で裁判を受けることができなくなり、裁判を受ける権利が実質的に侵害されます。

国民の裁判を受ける権利を守るためにも、弁護士会は本人サポートを提供すべきではありません。

【カン（洗口座）三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」 「変えよう会 会計 武本夕香子」

カエヨウカイ カイケイ タケモトユカコ

「変えよう!会」のメンバーリストにぜひ登録ください! ←

お名前・所属単体会・登録期をご明記の上、件名「変えよう!会ML」で tsai676@nifty.com に ↓

メールをいただければ幸いです。変えよう!会ホームページは<http://www.change-nichibenren.com/> ↓



チェンジ日弁連

